

令和3年7月吉日

PTA会員各位

茨木市立東奈良小学校
PTA会長 田添亮

令和3年度PTA臨時総会（書面総会）のご案内

梅雨明けが待たれる今日この頃、会員の皆さまにおかれましては、ますますご清栄の事お慶び申し上げます。日頃はPTA活動にご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。

会員の皆さまの意見を聞いて決定すべき事案がある事からPTA臨時総会を開催したく、ご案内をさせていただきます。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、今回も書面総会での開催とさせていただきます。通常の総会同様、会員数の5分の1以上の出席または書面表決書の提出をもって開催の成立と致します。下記書面表決書に記載の上、7月15日(木)までに各担任の先生までご提出下さいますようよろしくお願い致します。

【臨時総会の開催】

茨木市立東奈良小学校PTA規約 第八章 総会 第十五条の二、『臨時総会は実行委員会又は全会員の五分之一以上の要求によって開く事ができる。』に基づき、PTA実行委員会において賛成が得られたため、開催の運びとなった事をご報告致します。

記

議案 PTA役員・委員定数の変更について

PTA役員・委員定数の変更に伴う茨木市立東奈良小学校PTA規約の変更について

配布資料 令和3年度PTA臨時総会（書面総会）のご案内

日時 令和3年7月17日（土） 10時～

場所 茨木市立東奈良小学校第二会議室

ご意見等ございましたら直接第二会議室へお越し下さい。

以上

-----切り取り線-----

東奈良小学校PTA会長 田添 亮 殿

令和3年度PTA臨時総会について、採決をPTA会長に
委任します ・ 賛成します ・ 反対します

保護者名1 _____

保護者名2 _____

教職員名 _____

児童名 _____ (年 組 番)

委任・賛成・反対いずれかに○をつけてください。
○がない場合、複数に○がある場合は、採決をPTA
会長に委任するものとして取り扱いさせていただきます。

2口会員の方は、連名でお書きください。
例) お父様・お母様がいらっしゃる場合は
保護者1、2にそれぞれの名前を記入。
児童名は一番上のお子様のお名前でご記載をお願い
致します。

議案1 PTA役員・委員定数の変更について

○本校の児童数は減少傾向が続いており、今後も同様の傾向が続く事が予想されます。

*今年度の児童数370名(前年比-34名)、289世帯(前年比-29世帯)。

役員・会計監査・各委員合わせて年間約70名の保護者に役割を担って頂いています。本校では一子一役を原則としておりますが、これらの背景により、一部の皆さまには複数回役割を引き受けて頂くケースが増えております。

○以上から今後のPTA会員数の動向を考慮し、無理のない人数での運営を可能とするため次年度以降のPTA役員・委員定数の削減を提案致します。

PTAが関わるイベント(ふるさとまつり、東奈良カーニバル等)については内容の見直しや、行事のお手伝いを依頼する『協力員』への依頼内容を調整する等を検討して参ります。

*新型コロナウイルス感染拡大防止のため昨年度から現在まで協力員要請事案はありませんでした。また、今年度のふるさとまつりは中止が決定致しました。

○先日の文化講習会に関するアンケートより

先日実施したアンケート結果を考慮し、現行の文化講習会は廃止とし、今後の文化委員活動の見直しが必要と考えております。詳細は引き続き検討致しますが、次年度より広報委員・文化委員を統合し、『広報・文化委員』とする事を提案致します。

役員・委員定数変更の詳細(案)

◎本部役員、会計監査については、人数変更は予定しておりません。

◎学年委員

【現行】学級数×2名×6学年=今年度24名→【案】各学年2名×6学年=12名(委員長含む)

◎広報委員

【現行】委員長(1~5年生の保護者より1名選出)+2・4・6年生の保護者より各学年3名=計10名
文化委員

【現行】委員長(1~5年生の保護者より1名選出)+1・3・5年生の保護者より各学年2名=計7名

→【案】『広報・文化委員』に組織統合を行い、各学年2名×6学年=12名(委員長含む)

以上により今年度を例とすると年間17名の定数減が実現致します。

*地区委員については地区割等の事情もあるため、今回人数変更は予定しておりません。

議案2 PTA役員・委員定数変更に伴う茨木市立東奈良小学校PTA役規約の変更について

第5章 役員等選出 第九条の四

指名委員会は、役員候補者並びに会計監査委員候補者及び広報委員長候補者と文化委員長候補者を選定
→削除

し、被指名者の同意を得て全会員に通告し、総会の承認を受ける。

第十章 各種委員会 第十九条の三・四→三に統合する

広報・文化委員会は会員の文化的向上を図り、国際化時代にふさわしい生涯教育活動の展開に努める。PTA活動、地域諸団体の活動への理解と協力を深めるための広報活動に努め、PTA広報誌の発行をする。

第十章 各種委員会 第二十条の一

学年委員は、各学年の保護者より各学年のクラス数かける二名選出する。その中より学年代表及び副代
→各学年の保護者より二名、に変更

表各一名を互選する。学年代表六名により、

→削除

委員長一名、副委員長五名を互選する。

→委員長一名、副委員長二名を立候補または互選により選出する、に変更

第十章 各種委員会 第二十条の三

文化委員は、一・三・五年の学年から学級数相当の保護者を、広報委員は二・四・六年の各学年から三名
ずつの保護者を選出し、両委員会は副委員長二名をそれぞれ互選する。

→広報・文化委員は各学年の保護者より二名を選出する。その中より委員長一名、副委員長二名を
立候補または互選により選出する、に変更

議案1. 2につきましてご意見等ございましたら、下記用紙に記入頂き、ご提出をお願い致します。

*ご提出の場合は書面表決書と一緒にご提出下さい。提出期限は7月15日(木)とさせていただきます。

切り取り線

ご意見記入欄

保護者名

児童名

(年 組 番)

茨木市立東奈良小学校 P T A 規約(改正案)

第一章 名称

第一条 本会を茨木市立東奈良小学校 P T A と称し、所在地を東奈良小学校内におく。

(所在地)茨木市東奈良二丁目五番三十六号

第二章 目的

第二条 本会の目的は、家庭と学校と学区内における児童の福祉を増進し心身の健全な発達をはかるとともに、民主的教育を推進しようとするところにある。

第三条 本会は、教育を本旨とする任意団体であって営利的、宗教的、政治的色彩を持つものではなくまたいかなる団体・個人の干渉も受けない。

第四条 本会は、会の目的を果たすため茨木市内(必要に応じて府下・全国)各校下の同じ団体、または目的を同じくする団体と協力することができる。

第五条 本会は、学校の教育活動に協力するため、意見を具申するが学校の管理運営や教職員の人事に干渉するものではない。

第三章 会員

第六条 本会の会員は、本校に在籍する児童の父と母、またはそれに代わる人(以下保護者という)、本校に勤務する教職員とする。

第四章 役員

第七条 一 本会の役員は、次の通りとする。

- 1 会長一名
 - 2 副会長三名
 - 3 書記三名 教職員及び保護者
 - 4 会計三名 教職員及び保護者
- 役員の兼任はできない。

二 役員は、総会の承認を得て、四月一日より就任する。

三 役員の任期は、一年とするが再選は妨げない

四 前項の役員は、P T A 活動の実情に応じて、会長を除き若干名の増減をすることができる。

第八条 役員の任務は次の通りである。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。
- 三 書記は、各種の会合について通知し、その活動状況を記録する。
- 四 会計は、総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。

第五章 役員等選出

第九条 役員の選出及び就任は、次の通り行う。

一 役員候補者の選出は、役員候補者指名委員会(以下指名委員会と言う)で行う。

二 指名委員会は、次の通り四月に構成する。

- 1 各委員会により数名を選出する。(実行委員会を除く)
- 2 実行委員会より二名選出する。
- 3 教職員より二名選出する。

三 指名委員会は、互選により正副委員長を決定する。

四 指名委員会は、役員候補者並びに会計監査委員候補者及び広報委員候補者と文化委員候補者を選定し、被指名者の同意を得て全会員に通告し、総会の承認を受ける。

五 会員は、役員等に立候補することができる。但し、所定の日までに指名委員会に申し出ることとする。

第六章 会計

第十条 本会の経費は、会費でまかなう。

第十一条 会費は、一会員月額二〇〇円とし、十二ヵ月分まとめて納入する。

第十二条 本会の資産は、第二章の目的達成以外には支出又は使用してはならない。

第十三条 本会の会計年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第七章 会計監査委員

第十四条 本会に会計監査委員をおく。

会計監査委員は、二名とする。

会計監査は、一年に二回以上行い、その年度の会計監査の結果を総会に報告する。

第八章 総会

第十五条 総会は年度初めの総会、年度末総会、臨時総会とする。

一 総会では、次の事項を審議し承認をうけなければならない。

- 1 事業計画及び予算案の審議
- 2 事業及び決算報告の承認
- 3 役員等の選出
- 4 規約の改正
- 5 その他重要な事項

二 臨時総会は、実行委員会又は全会員の五分の一以上の要求によって開くことができる。

三 総会は、全会員の五分の一以上の出席(委任状を含む)がなければ議事を開き、決議することはできない。決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第九章 実行委員会、委員総会、特別委員会

第十六条 実行委員会は、役員、各委員会の正副委員長及び校長、教頭で構成する。

一 任務は、各委員会によって立案された事業計画の審議、内規の制定及び会員から委任された事務を処理する。P T A 通信の発行をする。

二 会の招集は、必要に応じて会長が行い委員の半数以上が出席しなければ成立しない。

三 役員・会計監査に欠員が生じた時は、実行委員会にてこれを補充することができる。任期は、前任者の残任期間とする。

第十七条 委員総会は、会長が必要と認めた場合に開くことができる。

一 役員、各種委員によって構成され、年間計画その他の事項を審議する。

二 緊急を要する場合は、委員総会の決議で執行し、総会で事後承認を得ることができる。

第十八条 特別委員会は、必要がある場合に設置することができる。

第十章 各種委員会

第十九条 本会の目的を達成するために、次の委員会を設ける。

一 学年委員会は、保護者と教員との間や他の学年及び他の各種委員会との連絡協調に努める。

二 地区委員会は、当該地区を統括し、地区と本会及び他地区との連絡協調をはかるとともに、地域における児童の実態把握と指導及び環境浄化に努める。

三 文化委員会は、会員の文化的向上をはかり、国際化時代にふさわしい生涯教育活動の展開に努める。

四 広報委員会は、P T A 活動、地域諸団体の活動への理解と協力を深めるための広報活動に努める。P T A 広報誌の発行をする。

三 広報・文化委員会は会員の文化的向上を図り、国際化時代にふさわしい生涯教育活動の展開に努める。P T A 活動、活動諸団体の活動への理解と協力を深めるための広報活動に努め、P T A 広報誌の発行をする。

第二十条 各委員会の選出は、次の通り行う。

一 学年委員は、各学年の保護者より各学年のクラス数かける二名選出する。その中より学年代表及び副代表各一名を互選する。正学年代表六名により、委員長一名、副委員長二名を立候補または互選にて選出する。

二 地区委員は、地区児童会単位に保護者一名を選出し、委員長一名、副委員長二名を互選する。

三 文化委員は、二一五年の学年から学級数相当の保護者を、広報委員は二一四一六年の各学年から三名ずつの保護者を出し、両委員会は副委員長三名をそれぞれ互選する。広報・文化委員は各

学年の保護者より二名を選出する。その中より委員長一名、副委員長二名を立候補または互選にて選出する。

四 各種委員会の委員長に欠員が生じた時は、副委員長がその代理を努める。

五 各種委員会の委員に欠員が生じた時は、その委員会で必要に応じて、補充する事ができる。

六 前項の各委員は、PTA活動の実情に応じて、若干名の増減をすることができる。

七 第二十条の四、五、六については、実行委員会の承認を受けるものとする。

第二十一条 各種委員会の事業計画については、実行委員会にはからなければならない。

第十一章 個人情報

第二十二条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、別紙「茨木市立東奈良小学校PTA個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第十二章 改正

第二十三条 規約は、総会において出席者（委任状を含む）の三分の二以上の賛成同意で改正することができる。但し、改正案の提出については総会の五日前までに通告しておかなければならない。

第二十四条 本会の設立年月日は、昭和六十一年三月十五日とする。

付則

本規約は総会で承認された日から施行する。

本規約は昭和六十一年三月十五日より施行する。

本規約は昭和六十二年三月十四日より施行する。

本規約は平成二年三月三日より施行する。

本規約は平成三年三月二日より施行する。

本規約は平成五年三月六日より施行する。

本規約は平成六年三月五日より施行する。

本規約は平成八年三月二日より施行する。

本規約は平成九年三月十五日より施行する。

本規約は平成十一年三月六日より施行する。

本規約は平成十四年三月二日より施行する。

本規約は平成十七年五月二十一日より施行する。

本規約は平成二十三年三月五日より施行する。

本規約は平成二十五年五月十八日より施行する。

本規約は平成二十七年三月七日より施行する。

本規約は平成二十九年五月二十日より施行する。

本規約は平成三十年三月三日より施行する。

本規約は令和二年七月十一日より施行する。

本規約は令和三年七月十七日より施行する。

茨木市立東奈良小学校 P T A 規約(改正案)

第一章 名称

第一条 本会を茨木市立東奈良小学校 P T A と称し、所在地を東奈良小学校内におく。

(所在地)茨木市東奈良二丁目五番三十六号

第二章 目的

第二条 本会の目的は、家庭と学校と学区内における児童の福祉を推進し心身の健全な発達をはかることにも、自主的活動を推進しようとするところにある。

第三条 本会は、教育を本旨とする任意団体であって党派的、宗教的、政治的色彩を有つものではなく多く異なる団体・個人の守りを受けない。

第四条 本会は、会の目的を果したため茨木市内(必要に応じて府下・全国)各校下の同じ団体、または目的を同じくする団体と協力することができる。

第五条 本会は、学校の教育活動に協力するため、職員を申請するが学校の管理運営や教職員の人事に干渉するものではない。

第三章 会員

第六条 本会の会員は、本校に在籍する児童の父と母、またはそれに代わる人(以下保護者という)、本校に勤務する教職員とする。

第四章 役員

第七条 本会の役員は、次の通りとする。

- 会長一名
- 副会長一名
- 書記三名 教職員及び保護者
- 会計三名 教職員及び保護者

役員は、会長の委任による。任期は、一年とするが再選は妨げない。

第八条 役員は、会長の承認を得て、四月一日より就任する。

第九条 役員は、会長の承認を得、四月一日より就任する。

第十条 役員は、会長の承認を得、四月一日より就任する。

第十一条 役員は、会長の承認を得、四月一日より就任する。

第十二条 役員は、会長の承認を得、四月一日より就任する。

第十三条 役員は、会長の承認を得、四月一日より就任する。

第十四条 役員は、会長の承認を得、四月一日より就任する。

第十五条 役員は、会長の承認を得、四月一日より就任する。

第十六条 役員は、会長の承認を得、四月一日より就任する。

第十七条 役員は、会長の承認を得、四月一日より就任する。

第十三条 本会の会計年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第十四条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第十五条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第十六条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第十七条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第十八条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第十九条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第二十条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第二十一条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第二十二条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第二十三条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第二十四条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第二十五条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第二十六条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第二十七条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第二十八条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第二十九条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第三十条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第三十一条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第三十二条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第三十三条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第三十四条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第三十五条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第三十六条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第三十七条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第三十八条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第三十九条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第四十条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第四十一条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第四十二条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第四十三条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第四十四条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第四十五条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第四十六条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第四十七条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第四十八条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第四十九条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第五十条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第五十一条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第五十二条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第五十三条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。

第五十四条 本会には会計監査委員会を置く。会計監査委員は、二名とする。